平成27年度
税制改正

解説！法人課税改正

平成27年３月31日に、平成27年度税制改正法案が参議院本会議において可決、成立しました。法人課税改正については、法人課税を成長志向型の構造に変えるため、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げる内容となっています。今回は改正項目のうち、その法人課税改正の詳細について解説します。

1　法人実効税率引下げ

(1)　概　要

法人実効税率の引下げは2年間で3・29％（標準税率ベース）の減税となります。（表1参照）

(2)　法人税率の引き下げ（法人区分ごと）

中小法人、公益法人等、共同組合等の年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例は適用期限が2年延長されます。（表2参照）

（表１）

法人実効税率の引下げ	改正前	改正後	
		平成27年4月1日開始事業年度	平成28年4月1日開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%	6.0%	4.8%
法人実効税率（標準税率ベース）	34.62%	32.11%（▲2.51%）	31.33%（▲3.29%）

（表２）

法人区分	改正前		改正後	
	年800万円超	年800万円以下	年800万円超	年800万円以下
普通法人（中小法人等以外）	25.5%	－	23.9%	－
中小法人、一般社団法人等、人格のない社団等	25.5%	15%	23.9%	15%
公益法人等（一般社団法人等を除く）、協同組合等	19%	15%	19%	15%

2　欠損金の繰越控除制度の縮減

大法人の繰越欠損金の控除限度額が、段階的に所得金額の80％→65％→50％と引下げられます。中小法人等については従来通り100％控除できます。

（表３）

項目	法人区分	改正前	改正後	
			H27.4.1～H29.3.31に開始する事業年度	H29.4.1以後に開始する事業年度
繰越控除限度額	普通法人（中小法人等以外）	所得金額×80%	所得金額×65%	所得金額×50%
	中小法人等	所得金額×100%	所得金額×100%	所得金額×100%
繰越期間	普通法人（中小法人等以外）	9年	9年	10年
	中小法人等			

中小法人等を含む欠損金の繰越期間は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、9年から10年に延長されます。（表3参照）

3　法人事業税の外形標準課税の拡大（資本金1億円超の法人が対象）

(1)　外形標準課税の拡大

法人事業税のうち外形標準課税の割合が2年間で改正前の2倍に拡大されます。

(2)　法人事業税の税率の改正

法人事業税の事業税率を2段階で見直します。

法人実効税率の引下げに伴い所得割の税率は引下げられ、外形標準課税の付加価値割及び資本割の税率は引上げられます。（表4参照）

（注）所得割の税率の下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率です。

(3)　地方法人特別税の税率引上げ

所得割の税率の引下げに伴い、地方法人特別税の税率が引上げられます。改正前67・4％から、平成27年4月1日から平成28年3月31日開始事業年度は93・5％、平成28年4月1日開始事業年度は152・6％へ引上げられます。

（表４）

区分		改正前	改正後	
			H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8%（2.2%）	3.1%（1.6%）	2.5%（0.9%）
	年400万円超年800万以下の所得	5.5%（3.2%）	4.6%（2.3%）	3.7%（1.4%）
	年800万円超の所得	7.2%（4.3%）	6%（3.1%）	4.8%（1.9%）

（図１）

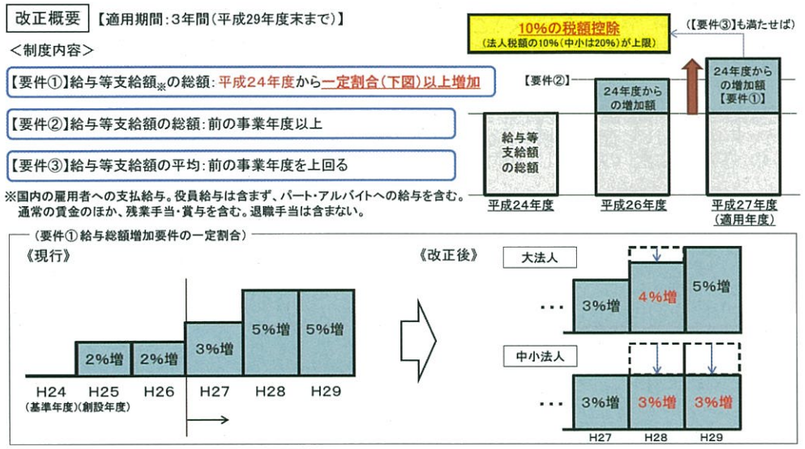

(4)　外形標準課税の配慮措置

外形標準課税が2倍に拡充されることにより増税となる企業への影響を緩和するため、一定の税負担の軽減措置があります。（赤字法人にも適用可能）

(5)　資本割の課税標準の見直し

資本割の課税標準が「資本金等の額」と「資本金＋資本準備金」のいずれか高い方の額となります。また、法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額については、無償増減資等の金額を加減算する措置が設けられるとともに、「資本金等の額」と「資本金＋資本準備金」のいずれか高い方の額となります。

4　所得拡大促進税制の要件緩和

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人（または個人事業主）が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10％を法人税額より税額控除（税額の10％（中小企業者等は20％）が上限）できる制度です。

今回の改正で雇用者給与等支給額の増加割合の要件が、法人の区分に応じ次のように緩和されます。（図1参照）

5　その他の法人課税改正事項

(1)　受取配当等の益金不算入制度について、対象株式等の区分、益金不算入割合、負債利子控除が見直されます。

負債利子控除の計算の簡便法の基準年度は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度とされます。

(2)　試験研究費の控除税額の上限が見直され、税額控除限度超過額の繰越控除制度は廃止されます。

(3)　地方拠点強化税制の創設と雇用促進税制の拡充が行われます。

(4)　グリーン投資減税の対象設備の一部除外と適用期限の延長が行われます。

今回ご紹介した改正項目については、すべてを網羅しているわけではございませんので、更に詳しく確認したい会員の方は、弊社オリジナルの税制改正資料を差し上げますので、お問い合わせください。

ACTUS
CONSULTING MIND
コンサルティングで未来をつくる
アクタス税理士法人
人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。
本　部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル７Ｆ
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル５Ｆ
TEL/042-548-8001　FAX/042-548-8002
ホームページ：http://www.actus.co.jp/

各種セミナーを定期的に開催しています。